

「三鷹まるごと博物館条例（仮称）」に関する骨子（案）に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①条例（案）に盛り込みます……………意見を概ね提案どおり又は趣旨として条例（案）に盛り込むもの
- ②規則を制定する中で対応します……………規則制定段階で判断するもの
- ③事業実施の中で検討します……………事業実施段階で判断するもの
- ④既に条例（案）に盛り込まれています……………既に意見やその趣旨が条例（案）に盛り込まれているもの
- ⑤対応は困難です……………趣旨の反映を含め条例（案）や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑥その他……………その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 7名
件数： 36件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意訳して掲載しています。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
1	1 条例制定の背景	登録博物館の名称は“三鷹まるごと博物館”は概念的で意味不明。 次の名称を提案。“みたかの森・郷土博物館”。条例設定効果の記述内容と一致します。	⑤対応は困難です	「三鷹まるごと博物館」の名称については、従前からの活動の成果を活かしつつ、市民への更なる周知と定着を図るため、「エコミュージアム」から変更し、博物館的な事業として多拠点型の取組を推進してきましたので、名称を変更する予定はありません。
2	2 条例制定の趣旨	「市民が三鷹市をふるさとと思う気持ちを深め」は、博物館を利用する市民の側の心理的な内容の表現で、条例制定の主旨の説明文に使用することに疑問を感じる。 以下のように変更したらどうか。 三鷹市域の文化遺産および自然に関する資料を収集し、保管し、および展示して市民の利用に供し、市民の教育、学術および文化の発展、観光振興、市民との協働、コミュニティ創生等のまちづくりの取組に寄与する、市全域に広がる多拠点機能型の活動をし、かつ、これらを支える組織および機関としての三鷹まるごと博物館を設置するために、本条例を制定する。	⑤対応は困難です	「ふるさとと思う気持ちを深め」は、地域文化に関心を深めることと深く関わっています。 I COM（国際博物館会議）京都大会 2019 では、博物館は単なる収蔵品の保管場所ではなく、社会とつながる施設であり、社会的課題について人々が集い、多様な人々の相互理解を助ける文化の結節点の役割を果たすものと定義されました。 三鷹まるごと博物館では、三鷹をふるさとと思う気持ちを高めることと、地域文化に関心を持つことが相互に関与しあうことが、活動の根幹を支えるものと考えています。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
3	2 条例制定の趣旨	「市民が三鷹市をふるさとと思う気持ちを深め」は、博物館を利用する市民の側の心理的な内容の表現で、条例制定の主旨の説明文に使用することに疑問を感じる。「三鷹をふるさとと思う気持ちを深め」を削除したらどうか。	⑤対応は困難です	「ふるさとと思う気持ちを深め」は、地域文化に関心を深めることと深く関わっています。I COM（国際博物館会議）京都大会 2019 では、博物館は単なる収蔵品の保管場所ではなく、社会とつながる施設であり、社会的課題について人々が集い、多様な人々の相互理解を助ける文化の結節点の役割を果たすものと定義されました。 三鷹まるごと博物館では、三鷹をふるさとと思う気持ちを高めることと、地域文化に関心を持つことが相互に関与しあうことが、活動の根幹を支えるものと考えています。
4	2 条例制定の趣旨	三鷹市は、自然環境保護を大切にすることを政策の一つとしているので、文化遺産とは別に分かり易いように「自然」の言葉を追加すべき。	④既に条例（案）に盛り込まれています	自然については、「4 条例の骨子（案）」の「(2) 定義」における「①文化遺産とは、（略）多様な文化や自然に関する事象・事物をいう」と明記しています。
5	2 条例制定の趣旨 3 条例制定の効果 4 条例の骨子（案） (5) 三鷹まるごと博物館で行う事業	骨子（案）にある「市民との協働」をさらに推し進め、市民が博物館活動の企画・運営の主体となる「協創」の理念を条例に明記することを提案します。具体的には、専門研修を受けた「市民学芸員」制度の創設や、市民が企画を提案できるプロジェクト公募制度を事業の柱として位置づけていただきたく存じます。これにより、市民の持つ多様な知見や情熱が博物館の原動力となり、真に「まるごと」の博物館が実現できると考えます。	④既に条例（案）に盛り込まれています	骨子（案）に「協創」という表記ではありませんが、「2 条例制定の趣旨」等に記載があるように、三鷹まるごと博物館は「市民との協働」を条例の基本的な理念のひとつとして重要なものと位置づけています。 なお、「市民学芸員」「プロジェクト公募制度」など具体的なご意見の趣旨は、三鷹まるごと博物館基本的運営方針の中に位置づけるよう検討していきます。
6	3 条例制定の効果	登録博物館の承認を得て文化財保存の補助金活用の機会を得る。 多拠点の一つの施設・大澤水車と関連施設が持つ特性を永続的に発展させるには重要な主張点です。	③事業実施の中で検討します	博物館法の基づく登録博物館の登録により、国などの文化遺産等に対する補助金を活用した事業実施の可能性を高めることができます。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
7	3 条例制定の効果	認知度向上。外部 media との接点を図る publicity 活動です。地域の方々にも大澤水車の存在とその行事を知つてもらう必要があります。	③事業実施の中で検討します	条例制定により、博物館法に基づく登録博物館を目指すことで、より多くの市民に対して、水車経営農家を含む三鷹の文化遺産の魅力を伝えることができると思っております。
8	3 条例制定の効果	三鷹市は、自然環境保護を大切にすることを政策の一つとしているので、文化遺産とは別に分かり易いように「自然環境」を追加し、「三鷹の文化遺産や自然環境の魅力を伝えることができる～」としたらどうか。	④既に条例（案）に盛り込まれています	自然については、「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」における「①文化遺産とは、（略）多様な文化や自然に関する事象・事物をいう」と自然について明記しています。
9	4 条例の骨子（案） (2)定義 ①文化遺産とは～	文化遺産の範囲は？現在、三鷹市では、遺跡や遺産の考え方や登録などを戦後まで拡大している。新たに発見され、建物や工場がない場合、資料など、どこに置くのか？例えば、「プリンス自動車」日本の世界に名だたるスポーツカーの名車。ニッサンに合併吸収される前、三鷹市に生産工場があった。世界一の名車を生んだ生産工場。など。	③事業実施の中で検討します	文化遺産の範囲については、「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」において、「①文化遺産とは、三鷹にある有形・無形の文化財に加えて、（略）多様な文化や自然に関する事象・事物をいう」と明記しています。 市の文化財については、重要なものは文化財としての指定・登録を行うなど、その保護と活用に取り組んでおり、必要に応じて、市の収蔵庫に保管しています。 また、この活動では新たな文化遺産を発掘・発見することとされており、今後市民等からの貴重な情報に基づき、調査研究を進めて行きたいと考えています。
10	4 条例の骨子（案） (2)定義 ①文化遺産とは～ (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	・博物館の基本機能は重要であり、明記してほしい。 ・三鷹市は、自然環境保護を大切にすることを政策の一つとしているので、文化遺産とは別に分かり易いように「自然」の言葉を追加すべき。	④既に条例（案）に盛り込まれています	・博物館に求められる機能については、「4 条例の骨子（案）」の「(5)三鷹まるごと博物館で行う事業」における「①文化遺産に関する資料の収集・保存を行うこと」、「②文化遺産に関する調査・研究を行うこと」及び「③文化遺産に関する展示・情報発信・教育普及を行うこと」で明記しています。 ・自然については、「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」における「①文化遺産とは、（略）多様な文化や自然に関する事象・事物をいう」と明記しています。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
11	4条例の骨子（案） ②定義 ①文化遺産とは～ ⑤三鷹まるごと博物館で行う事業	骨子では大沢の水車が例示されていたが、単一のスポットだけではなく、エコミュージアムの考え方に基づいて、あらゆるいとなみの相互作用からなる生態系のような一体化したシステムを、資料として保全し、研究し、展示や社会教育の場とするという理念や目的をわかりやすく整理し、常に市民に周知を続け、それを土台に市政を行うよりどころとしてほしい。	④既に条例（案）に盛り込まれています	「4条例の骨子（案）」の「②定義」で示したように、三鷹まるごと博物館では、単一のスポットではなく、三鷹に関わりを持つ過去の人々の生活のあらゆる側面を包摂する、多様な文化や自然に関する事象・事物を対象としています。
12	4条例の骨子（案） ②定義 ②三鷹まるごと博物館とは～	一体何展示するのですか。無用な箱物はいりません。それより図書館の開館時間とか開館日の延長とか身近な必要な事に目を向けて欲しい。	⑥その他	三鷹まるごと博物館は、新たな箱物を設置することが目的ではなく、三鷹固有の文化遺産の調査及び保存・活用を図るとともに、新たな文化遺産を発掘・発見する多拠点型の活動です。
13	4条例の骨子（案） ②定義 ②三鷹まるごと博物館とは～ ⑤三鷹まるごと博物館で行う事業	三鷹市は、自然環境保護を大切にすることを政策の一つとしているので、文化遺産とは別に分かり易いように「自然」の言葉を追加し、「文化遺産の調査及び保存・活用を～」→「文化遺産や自然の資料を収集し、調査及び保存・活用を～」に変更したらどうか。	④既に条例（案）に盛り込まれています	博物館に求められる機能については、「4条例の骨子（案）」の「⑤三鷹まるごと博物館で行う事業」における「①文化遺産に関する資料の収集・保存を行うこと」、「②文化遺産に関する調査・研究を行うこと」及び「③文化遺産に関する展示・情報発信・教育普及を行うこと」で明記しています。自然については、「4条例の骨子（案）」の「②定義」における「①文化遺産とは、（略）多様な文化や自然に関する事象・事物をいう」と明記しています。
14	4条例の骨子（案） ②定義 ④行動する博物館活動とは～	未来を創造する「生きている遺産（Living Heritage）」の視点について。文化遺産を過去の記録として保存するだけでなく、現代、そして未来へと繋がる「生きている遺産」として捉える視点を加えていただきたく存じます。条例の定義に「未来に継承すべき現代の営み」といった文言を加え、三鷹の「今」を記録・発信する事業を明確に位置づけることで、博物館が過去と未来を繋ぐダイナミックな学びと創造の場になることを期待します。	④既に条例（案）に盛り込まれています	骨子（案）において、いただいたご意見と同様の趣旨で、以下に位置づけています。 「4条例の骨子（案）」の「②定義」のうち、行動する博物館活動の項目の中で、「三鷹まるごと博物館では、文化遺産を過去の閉じた出来事としてのみ扱うではなく、能動的な参加と学びにより、現代社会との関係を動的に捉えるための活動」を規定し、重視していくこととしています。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
15	4 条例の骨子（案） (4)設置及び管理	法人化しますか？	⑥その他	三鷹まるごと博物館の運営にあたって、現在のところその主体を市とは別の法人に委ねることは考えていません。
16	4 条例の骨子（案） (4)設置及び管理 (6)職員等	設置及び管理について。単独で市長が設置、管理、館長を指名するのか？	⑥その他	「4 条例の骨子（案）」の「(4)設置及び管理」において、「三鷹まるごと博物館は、市長が設置し、管理する」と明記しています。 また、「4 条例の骨子（案）」の「(6)職員等」における館長については、市の職員を想定しており、市長が任命する予定です。
17	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	資料の収集・保存等を担う「拠点施設」について、市民が収蔵資料やデジタルアーカイブを自由に活用し、学芸員や他の市民と交流できる開かれた「オープンラボ」としての機能を条例に明記することを提案します。これにより、拠点施設が市民の知的好奇心を満たし、新たな発見や創造が生まれる「知の交流拠点」となることを望みます。	③事業実施の中で検討します	「オープンラボ」について条例に盛り込むことは困難ですが、ご意見いただきましたように、拠点施設が市民の知的好奇心を満たし、新たな発見や創造が生まれる「知の交流拠点」となるよう事業実施の中で目指します。
18	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	当該施設（蕎麦製粉工程を具体的に観察＆理解出来る稀有の施設）の展示＆実演稼働の観察という路／プログラム化的準備が求められます。注）現状は閉鎖状態。登録承認取得後2年以内に試験操業と実演が実現を期待する処です。当面は既存設備の展示と解説を行うことで対応する。	③事業実施の中で検討します	「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」における「③拠点施設とは、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった三鷹まるごと博物館活動の拠点を担う常設施設という」と明記しており、水車経営農家における農機具や生活用品等の民俗資料など、貴重な文化遺産については、展示や教育普及などに取り組み、今後、拠点施設としての役割を果たすための取組を進めてまいります。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
19	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	農機具類等と民俗学資料展示保管場所の確保 収集物の保管場所が暗い蔵内で閉鎖というのが現状です。 収納＆展示場所を確保＆解説活動が求められます。	③事業実施の中で検討します	「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」における「③拠点施設とは、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった三鷹まるごと博物館活動の拠点を担う常設施設という」と明記しており、水車経営農家における農機具や生活用品等の民俗資料など、貴重な文化遺産については、展示や教育普及などに取り組み、今後、拠点施設としての役割を果たすための取組を進めてまいります。
20	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	大澤水車はエネルギー変遷の歴史を語る施設です。以下の展示を適切なる解説パネル、展示場所を検討する必要が求められます。 ・水車動力は水を貯めこむ箱を水輪内にセットされています。展示＆配置場所を検討する。 ・現状の水車再現モデルは動力を担う水の確保は地下水ポンプで汲み上げ確保図の作成で明示する。 ・野川からの水確保のルートをサブタ&排水ルートを絵図で示す。 ・入口場内左側に数々機器が展示されています。電気動力で稼働させた精米機、製粉機を稼働させた事例を観ることが出来ます。具体的に解説するパネルの製作＆設置を求める処です。	③事業実施の中で検討します	「4 条例の骨子（案）」の「(2)定義」における「③拠点施設とは、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった三鷹まるごと博物館活動の拠点を担う常設施設という」と明記しており、水車経営農家における農機具や生活用品等の民俗資料など、貴重な文化遺産については、展示や教育普及などに取り組み、今後、拠点施設としての役割を果たすための取組を進めてまいります。
21	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	多拠点型の活動を効果的に繋ぎ、誰もがいつでもどこでも三鷹の文化遺産に触れられるよう、デジタル技術の活用を条例の根幹に据えることを提案します。市の文化遺産を網羅した「デジタルアーカイブ」の構築・公開を事業として義務付けるとともに、AR（拡張現実）技術などを活用し、現地で往時の姿を体験できるような仕組みづくりを推進する旨を盛り込むことで、博物館の可能性は大きく広がると確信しています。	①条例（案）に盛り込みます	三鷹まるごと博物館では、これまでにも多様なデジタルコンテンツを作成しており、今後もデジタル技術の活用も進めたいと考えています。 また今年度から取り組んでいる、三鷹市史編さん事業では、調査・収集した資料のデジタルアーカイブ化を進め、市民等の活用を図ることを目指しています。 こうしたことからも、「4 条例の骨子（案）」の「(5)三鷹まるごと博物館で行う事業」に関連して、博物館法（第三条第三項）に準拠し、文化遺産に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開することについて、条例（案）に盛り込みます。

	該当部分	市民意見※	対応の方針性	
22	4 条例の骨子（案） (5)三鷹まるごと博物館で行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産に関する展示・情報発信・教育普及を行う ・文化遺産を通じた、行動する博物館活動 ・まるごと博物館を構成する諸施設の設置及び維持・保全等 三鷹市が今まで実行されたいずれも大事なことだと思います 	④既に条例（案）に盛り込まれています	「4 条例の骨子（案）」の「(5)三鷹まるごと博物館で行う事業」に明記されているとおり、文化遺産に関する資料の収集・保存、調査・研究及び展示・情報発信・教育普及を行う博物館に求められる機能、地域に根差した博物館活動や市内博物館の連携に取り組むこととしており、行動する博物館活動を推進してまいります。
23	4 条例の骨子（案） (6)職員等	<p>水車について言えば：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この水車の魅力を感じ、相応の知識のある人、保存していくこと・多くの方に知らせたいと思う方を選んで頂きたい ・水車専門の担当者が居たら良いと思います ・この水車の知識・歴史を取得している（又は取得して）担当して頂きたい ・解説員等の手伝い・協力を要請して出来ることを実行に繋げる ・水車の事優先に出来る環境が必要になると思いますが 	③事業実施の中で検討します	<p>水車経営農家専門の職員の配置は考えておりませんが、学芸員や職員の知識の更なる向上や研修については、意欲をもって取り組んでまいります。</p> <p>水車経営農家を含め拠点施設における運営体制については、「三鷹まるごと博物館」事業を進める中で検討してまいります。</p>
24	4 条例の骨子（案） (6)職員等	博物館の使命＆目的：教育＆観光です。文化庁の案内では法令の定めで年間150日の開館を求めています。市民解説員の実働員数は6～8人。空欄の日々、多し！150日体制を満たす＆上記の体制を実現には20人前後の動ける解説員体制が求められます。	③事業実施の中で検討します	「三鷹まるごと博物館」事業を推進するためには、水車経営農家を1つの拠点としながら、市民と連携した活動を進めていくことは重要な取組で、市民ボランティアの活動が欠かせないものと認識しています。 引き続き、解説員募集を行うとともに、幅広くスキルアップの向上に向けて、人財育成の取組を進めてまいります。
25	4 条例の骨子（案） (6)職員等	来訪者の方々に大澤水車、蕎麦小屋、農機具等の収集資料を知って頂くには現場での解説員による Face to Face のコミュニケーションが重要であると申し上げました。市民解説員が少なくなり補強策が求められるのが現状です。解説員募集案内と応募者への解説活動の教育訓練の機会を準備しなければならないと思う次第です。	③事業実施の中で検討します	「三鷹まるごと博物館」事業を推進するためには、水車経営農家を1つの拠点としながら、市民と連携した活動を進めていくことは重要な取組で、市民ボランティアの活動が欠かせないものと認識しています。 引き続き、解説員募集を行うとともに、幅広くスキルアップの向上に向けて、人財育成の取組を進めてまいります。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
26	4 条例の骨子（案） (6)職員等	行政と解説活動を担う市民解説員との協働作業が博物館の維持発展のプログラム作りと具体化が求められます。三多摩地区の某登録博物館では市民解説員と同様な実務者を担っている方を1年契約の市職員に任用。組織の継続と発展に努めています。	⑤対応は困難です	解説員活動については、「三鷹まるごと博物館」事業を推進するため、水車経営農家を1つの拠点としながら、市民と連携した活動を進めていくことは重要な取組であり、市民ボランティアの活動として欠かせないものと認識しています。
27	4 条例の骨子（案） (7)基本的運営方針	基本的運営方針が決まったら、内容を市民解説員・管理人にも知らせて欲しい	⑥その他	基本的運営方針が確定しましたら、市のホームページ等で公表します。
28	4 条例の骨子（案） (8)運営委員会の設置	実効性を担保する活動評価とアップデートの仕組みについて。条例が常に市民のニーズや社会の変化に対応できるよう、活動内容を市民に公開し、定期的に見直す仕組みを設けることを提案します。年次報告書の公開義務や、市民満足度調査の結果を運営に反映させるプロセスを条例に盛り込むことで、透明性が高く、持続的に発展する博物館運営が実現できると考えます。	④既に条例（案）に盛り込まれています	三鷹まるごと博物館では、文化庁が推奨する「評価に関するガイドライン」に基づき、外部有識者による関係者評価を行う運営委員会を設置し、事業の評価とアップデートを定期的に行い、基本的運営方針に盛り込むなど、持続的な博物館運営を行うための仕組みを取り入れる予定です。また、三鷹まるごと博物館交流会等の実施により、市民のニーズにも対応できるよう検討していきます。
29	4 条例の骨子（案） (8)運営委員会の設置	博物館法では、「協議会」となっていることと、同じ社会教育施設である図書館も「協議会」を設置しているため、「運営委員会」ではなく「協議会」の設置とし、「三鷹まるごと博物館協議会」としたらどうか。	⑤対応は困難です	博物館法第20条に基づく協議会は必置ではなく、また同法上の協議会は評価を行う組織ではないため、三鷹まるごと博物館では、文化庁が推奨する「評価に関するガイドライン」に基づき、外部有識者による関係者評価を行う運営委員会を設置します。運営委員会では、事業の評価と見直しを定期的に行い、持続的な博物館運営を行うことを目的とします。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
30	4 条例の骨子（案） (8)運営委員会の設置	運営委員会に市民解説員・管理人も参加させてほしい。	⑥その他	運営委員会は、外部有識者による客観的な運営に関する意見聴取や評価を行うための会議とする予定です。水車経営農家の運営に携わられている市民解説員等の意見をお聞きする場については、運営委員会とは、別な取組として対応を検討してまいります。
31	その他	天文台付近の開発についても、エコミュージアム構想と一体化した、質の高いアセスメントや意見集約、そして合意形成を、このコンセプトを踏まえた上で矛盾なく実施してほしい。	⑥その他	国立天文台周辺のまちづくりでは、国立天文台の北側敷地に、学校や図書館を含めた地域の共有地の創出を検討しています。豊かな自然などの地域資源を、市民が身近に体感できるよう、維持・保全に取り組むこととしています。
32	その他	「三鷹まるごと博物館」事業あり方検討助言者会議について、条例の骨子案作成の考え方や経緯等を市民がより良く理解することが可能となりますので、公開していただきたいです。「博物館の設置条例制定」という、今ま市民にとってあまり馴染みのない内容であることもあり、市民が骨子案の作成過程や考え方を理解する上で、また、今後の三鷹市の博物館活動を考える上でもとても参考になるので、公開をしていただきたかったです。議事録だけでも良いので公開していただきたいです。	⑤対応は困難です	「三鷹まるごと博物館」事業あり方検討助言者会議については、三鷹市文化財保護審議会からの提言を踏まえ、課題を整理しながら助言を頂く会議であるため、非公開の会議で運営しています。
33	その他	具体的な条例文（案）の検討の際にもパブリックコメントを実施してください。	⑤対応は困難です	本パブリックコメントは、三鷹市パブリックコメント手続条例（平成18年三鷹市条例第3号）に基づき「条例の目的、主な内容、今後のスケジュール等を記載した条例（案）の骨子」を公表することにより実施しているものです。本パブリックコメント実施後は、三鷹市議会へ条例案を提出する流れとなりますので、具体的な条例文（案）によるパブリックコメントは実施いたしかねます。

	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
34	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の移動があっても今まで引き継いできた事を文章にして次に引き継いで頂きたい ・文化財の扱い・峰岸家の行事等も引き続き伝えて頂き再現して楽しい時間を作る 	③事業実施の中で検討します	職務で培った経験等は文書等による引継ぎを行っているところです。大沢地区や三鷹市域の年中行事等は、大沢の里全体の事業の中で再現しています。
35	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者の感想を聞いて、多くの人に知らせるには解説がある方が良いと思います ・市民解説員をこれまでのようくなら後継者を早く決めるのが良いと思います 	③事業実施の中で検討します	「三鷹まるごと博物館」事業を推進するためには、水車経営農家を1つの拠点としながら、市民と連携した活動を進めていくことは重要な取組で、市民ボランティアの活動が欠かせないものと認識しています。 引き継ぎ、解説員募集を行うとともに、幅広くスキルアップの向上に向けて、人財育成の取組を進めていきたいと考えています。
36	その他	将来への路:サブタの処に水で回転する模型を設置。落差により発電機のブレードに作動して起電して発生を灯火の点滅から児童生徒に水力発電の発生ルートを作りを検討する。また観光資源として活用出来る機器です。	⑤対応は困難です	水力発電の模型設置については、水車経営農家に設置することは考えておりません。